

唐津市条例第27号

唐津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例

唐津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成27年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第10条」を「次条」に改める。

別表第1中「第130条の9の3」を「第130条の9の5」に、「別表第2（り）項第2号」を「別表第2（ぬ）項第2号」に、「別表第2（ぬ）項第1号」を「別表第2（る）項第1号」に、「別表2（り）項第3号」を「別表第2（ぬ）項第3号」に改める。

別表第2中「別表第2（り）項第3号（13）」を「別表第2（ぬ）項第3号（13）」に、「別表第2（ぬ）項第1号（21）」を「別表第2（る）項第1号（21）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

唐津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前																												
<p>(工作物への準用)</p> <p>第9条 別表第2に掲げる工作物については、第4条から第6条まで及び次条の規定を準用する。この場合において、第4条中「別表第1」とあるのは「別表第2」と、第5条第2号及び第3号中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1 (第4条、第7条、第8条関係)</p>	<p>(工作物への準用)</p> <p>第9条 別表第2に掲げる工作物については、第4条から第6条まで及び第10条の規定を準用する。この場合において、第4条中「別表第1」とあるのは「別表第2」と、第5条第2号及び第3号中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1 (第4条、第7条、第8条関係)</p>																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">建築してはならない建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">特定用途制限地域 (虹の松原周辺地区)</td> <td>1～6 略</td> </tr> <tr> <td>7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第130条の9の5で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>8 略</td> </tr> <tr> <td>9 法別表第2(ぬ)項第2号及び第3号に掲げる事業を営む工場</td> </tr> <tr> <td>10 法別表第2(る)項第1号に掲げる事業を営む工場</td> </tr> <tr> <td>11 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">特定用途制限地域 (田園居住地区)</td> <td>1～6 略</td> </tr> <tr> <td>7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第130条の9の5で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>8 略</td> </tr> <tr> <td>9 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる事業を営む工場</td> </tr> </tbody> </table>	区分	建築してはならない建築物	特定用途制限地域 (虹の松原周辺地区)	1～6 略	7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第130条の9の5で定めるもの	8 略	9 法別表第2(ぬ)項第2号及び第3号に掲げる事業を営む工場	10 法別表第2(る)項第1号に掲げる事業を営む工場	11 略	特定用途制限地域 (田園居住地区)	1～6 略	7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第130条の9の5で定めるもの	8 略	9 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる事業を営む工場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">建築してはならない建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">特定用途制限地域 (虹の松原周辺地区)</td> <td>1～6 略</td> </tr> <tr> <td>7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第130条の9の3で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>8 略</td> </tr> <tr> <td>9 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げる事業を営む工場</td> </tr> <tr> <td>10 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる事業を営む工場</td> </tr> <tr> <td>11 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">特定用途制限地域 (田園居住地区)</td> <td>1～6 略</td> </tr> <tr> <td>7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第130条の9の3で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>8 略</td> </tr> <tr> <td>9 法別表第2(り)項第3号に掲げる事業を営む工場</td> </tr> </tbody> </table>	区分	建築してはならない建築物	特定用途制限地域 (虹の松原周辺地区)	1～6 略	7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第130条の9の3で定めるもの	8 略	9 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げる事業を営む工場	10 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる事業を営む工場	11 略	特定用途制限地域 (田園居住地区)	1～6 略	7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第130条の9の3で定めるもの	8 略	9 法別表第2(り)項第3号に掲げる事業を営む工場
区分	建築してはならない建築物																												
特定用途制限地域 (虹の松原周辺地区)	1～6 略																												
	7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第130条の9の5で定めるもの																												
	8 略																												
	9 法別表第2(ぬ)項第2号及び第3号に掲げる事業を営む工場																												
	10 法別表第2(る)項第1号に掲げる事業を営む工場																												
11 略																													
特定用途制限地域 (田園居住地区)	1～6 略																												
	7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第130条の9の5で定めるもの																												
	8 略																												
	9 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる事業を営む工場																												
区分	建築してはならない建築物																												
特定用途制限地域 (虹の松原周辺地区)	1～6 略																												
	7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第130条の9の3で定めるもの																												
	8 略																												
	9 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げる事業を営む工場																												
	10 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる事業を営む工場																												
11 略																													
特定用途制限地域 (田園居住地区)	1～6 略																												
	7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第130条の9の3で定めるもの																												
	8 略																												
	9 法別表第2(り)項第3号に掲げる事業を営む工場																												

	10 法別表第2(る)項第1号に掲げる事業を営む工場 11 略
特定用途制限地域 (主要幹線沿道地区)	1～6 略 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5で定めるもの 8 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる事業を営む工場 9 法別表第2(る)項第1号に掲げる事業を営む工場 10 略
特定用途制限地域 (インターチェンジ周辺地区)	1～6 略 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5で定めるもの 8 法別表第2(る)項第1号に掲げる事業を営む工場 9 略

別表第2(第9条関係)

区分	築造してはならない工作物
特定用途制限地域 (虹の松原周辺地区)	1 法第88条第2項の規定による工作物で法別表第2(ぬ)項第3号(13)又は(13の2)の用途に供するもの
特定用途制限地域 (田園居住地区)	2 法第88条第2項の規定による工作物で法別表第2(る)項第1号(21)の用途に供するもの

	10 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる事業を営む工場 11 略
特定用途制限地域 (主要幹線沿道地区)	1～6 略 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の3で定めるもの 8 法別表第2(り)項第3号に掲げる事業を営む工場 9 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる事業を営む工場 10 略
特定用途制限地域 (インターチェンジ周辺地区)	1～6 略 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の3で定めるもの 8 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる事業を営む工場 9 略

別表第2(第9条関係)

区分	築造してはならない工作物
特定用途制限地域 (虹の松原周辺地区)	1 法第88条第2項の規定による工作物で法別表第2(り)項第3号(13)又は(13の2)の用途に供するもの
特定用途制限地域 (田園居住地区)	2 法第88条第2項の規定による工作物で法別表第2(ぬ)項第1号(21)の用途に供するもの

特定用途制限地域
(主要幹線沿道地
区)

3 略

特定用途制限地域
(インターチェンジ
周辺地区)

特定用途制限地域
(主要幹線沿道地
区)

3 略

特定用途制限地域
(インターチェンジ
周辺地区)